

公 告

下記森林について、森林經營管理法第 11 条の規定により公告する。

若桜町告示第 129 号

令和 3 年 3 月 17 日

若桜町長 矢部 康樹



記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①	鳥取県八頭郡若桜町岩屋堂 320-1	392 L	畠	0.1031

- 2 この公告は、別添の經營管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者一部を確知できないことから行うものである。
- 3 上記森林について、別添の經營管理権集積計画の定めるところにより、若桜町が經營管理権の設定を、森林所有者が經營管理受益権の設定を受ける。
- 4 經營管理権に基づき、当該森林について
 - (1) 森林經營管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村森林經營管理事業の実施による經營管理
 - (2) 森林經營管理法第 35 条第 1 項に規定された經營管理実施権配分計画による經營管理実施権の設定及び当該經營管理実施権に基づく民間事業者による經營管理のいずれかが行われる。
- 5 当該森林に係る經營管理権集積計画の内容
別紙「經營管理権集積計画の内容」のとおり。
- 6 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して 6 月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて若桜町に申し出て、經營管理権集積計画又は当該公告に掲げる 3、4、5 の事項について異議を述べることができる。
- 7 この公告があった日から起算して 6 ヶ月以内に森林所有者から申出がなかった場合には、別添の經營管理権集積計画に同意したとみなされる。

[別紙] 経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①	森林經營管理法第11条に基づく共有者不明森林に係る公告の日の翌日から6か月を過ぎた日	15年	<p>若桜町（以下、「町」という。）は、公道沿いに位置する森林であることを鑑み、土砂流出、風倒、落枝などの当該森林に起因する沿線道路への被害防止に有効な森林整備を行うこととする。</p> <p>町は、この森林整備として、存続期間中に間伐等の保育を1回以上実施することとするが、若桜町が主伐による森林の更新が必要と判断した場合には、前述の施業に関わらず、主伐を行うことができるることとする。</p> <p>ただし、主伐を行う場合にあっては、主伐後の植栽並びに保育の施業、又は天然更新により、主伐後10年以上の保育期間を確保するものとする。</p> <p>町は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年2回の森林整備の巡視を行うものとし、当該巡視は道路からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>経営管理権に基づき町が実施する森林施業の結果生じた木材の販売による収益は町のものとする。</p> <p>また、町が経営管理を行うために要した経費は町が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p> <p>なお、町から森林所有者に対し金銭の支払いは行わない。</p>	町から森林所有者に対し金銭の支払いは行わない。	人工林の区域のみ経営管理権の対象とする。